

## 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
この度、令和6年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第2号」により、測定項目の留意事項が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。  
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。  
謹白

### 記

■ 適用日 令和6年 6月 1日から適用

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
百日咳菌核酸検出	360点



保険収載内容 一部変更 下線部分が変更されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
百日咳菌核酸検出	360点	微生物学的検査判断料 (※7 150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 「13」
留意事項			
～ (略) ～			
(11) 「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法又はPCR法により測定した場合に算定できる。			
～ (以下、略) ～			

※PCR法：受託未定、補足情報（LAMP法：6579 3 百日咳菌 DNA）